

地租改正と農家の土地所有¹⁾

——飽海郡旧北青沢村斎藤家の事例——

有 永 明 人・渡 部 明

(山形大学農学部林学科林政学研究室)

Landownership by the Farmer-Family at the beginning of Meiji-Era
——A Case Study on Saito-Family at Kita-Aosawa Village
in Shonai district——

Akito ARINAGA and Akira WATANABE

Laboratory of Forest Policy, Faculty of Agriculture,
Yamagata University

(Received October 31, 1991)

Summary

1. The historical material referred on this paper, "Chiken", is a certificate of Landownership conferred on farmers by Meiji-Government in 1887.
2. The types of Landownership were classified into five as follows:
 - 1) Kouchi (farming quarter)
 - 2) Sanrin (Wood quarter)
 - 3) Takuchi (Residential quarter)
 - 4) Kayaoi (Miskanthus quarter)
 - 5) Kusaoi (Grass quarter)
3. Landownership of these types indicates one of the forms of modern Landownership under the Japanese Capitalism. At the same time, it signifies the historical start-point of Landownership by farmers in Japan.
4. On this paper, we show an original material of these historical certificates, with some analysis on them.

はじめに

以下に紹介する史料は、旧北青沢村（現山形県飽海郡八幡町大字北青沢字塚沢73）の斎藤家に伝わる、耕地29・山林6・宅地1・草生1・萱生1、の計38枚の地券である。北青沢村は、旧庄内藩に属する最上川の川北の地、荒瀬川上流の山際の山村であり、その嶺越えは旧新庄藩（現最上郡）であった。「山形県一覧図」²⁾（明治11年）によれば、当時の同村の戸数は58戸、

人口294人であり、その反別は252町3反7畝3歩、その地価は8,647円75銭3厘と記されている。（図1参照）

斎藤家は藩政期より現在まで同地に在住する旧家である。地券の持主と表記された斎藤與忽右衛門（世襲名・本名藏治）は氏は、嘉永2年（1849）の生まれで、現在の当主・五夫氏から数えて4代先の当主であった。

周知のように、明治政府は、「村々ノ地面ハ総テ百姓ノ地タルヘシ」（明治元年12月18日太政官布告）を出し、地租改正を断行し、同5年2月15日大蔵省達「地券渡方規則」によって、土地私有制度を整えることとなった。

後にのべるように庄内地方では、この地租改正作業

キーワード：地租改正，近代的土地所有，農家の土地所有

[1991年10月31日受理]

は独自の事情によって遅延され明治10年12月に終了した。

史料にみるように、北青沢村の場合は、耕地の一部および宅地が明治10年8月、耕地の残りが10月、そして山林・草生・萱生が12月と、三度に分けて地券が発行・交付されている。これらの地券に示される耕地・山林・草生・萱生・宅地の5種類の地目(38筆, 5町9反歩余)は、当時の「百姓ノ地」としての山際(山村)の農家の所有地1戸分の全てを示しているといえよう。因みに、この地券制度は明治22年の土地台帳規則の制定にともなって同23年3月27日「法律第13号」によって廃止された。

この斎藤家は、與右守衛門(藏治)→与八→秀三→五夫と、明治10年代よりすでに4代を経た旧家であり、現在は水田3町歩・畑3反歩・山林2町歩を所有する農家である。この農家の土地所有の推移それ自体につ

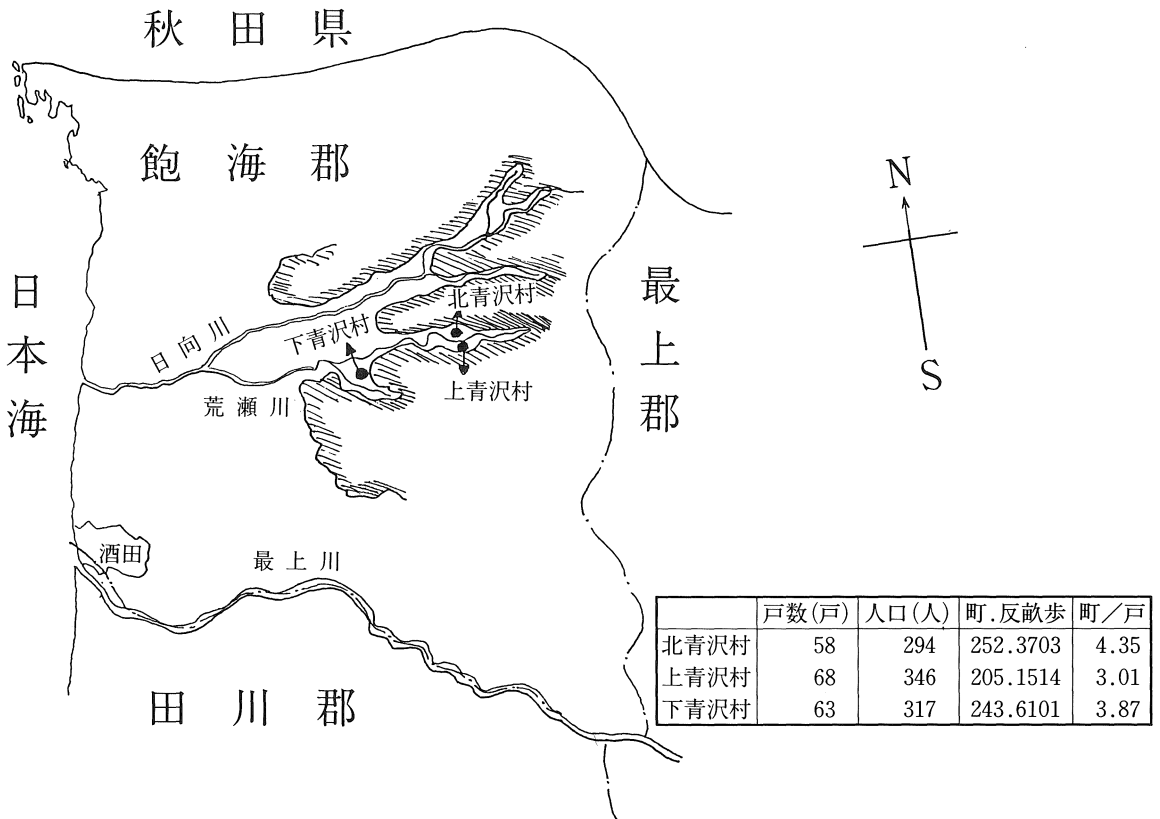
いては、別に考察することが必要であるが、本稿は、とりあえずその“原点”ともいうべき明治10年の地券について紹介し若干の分析をするものである。

なお、本史料は、斎藤浩一君(山形大学農学部林学科4年, 1991年現在)が、有永の講義「林政学」に関わってその存在を示唆し、同君の父親である斎藤五夫氏の御好意によって提供・利用させていただいたものである。記して貴重な史料を提供いただいた同家の皆様方に感謝する次第である。

1. 庄内地方における地租改正

すでにみたように、明治政府は明治5年(1872)から地券の発行事業を開始した。この時に発行された地券を「壬申地券」と称したが、庄内地方ではこの作業が進行しないうちに明治6年(1873)の地租改正の諸法令が布達されている。

しかし、庄内地方における地租改正は、明治6年末



図一1 北青沢村の位置略図

資料:「山形県一覽図」(明治11年)より作成. 脚注の2)を参照

から同12年にわたる大農民闘争であった“ワッパ一揆”を背景としてその着手は遅延せざるをえなかった。この一揆は、佐藤誠郎氏によって次のように位置付けられているように、明治初期の近代的土地所有制度の確立＝地租改正そのものをめぐる全国的な農民闘争の一環をなすものであった。

「ワッパ騒動は、天皇制絶対主義政府が、幕藩制国家の社会編成の原理を最終的に解体せしめつつ、新たな国家支配と搾取の体系を構築するなかで生み出される矛盾に、基本的に規定されているとともに、天皇制絶対主義の支配と搾取のあり方に対して強い規定力を持った。

ワッパ騒動の本質的契機は、『士族集団による地方的割拠主義の典型』といわれる第二次酒田県が志向した、きわめて領主的な領有制解体方式とそれにもとづく地券取調べであり、明治七年初頭、政府の布達どおりの石代納許可と雑税廃止を、県および政府に求める農民の運動として顕在化した。従ってワッパ騒動は、明治五、六年の諸改革をめぐる闘争として一般化できるものである。」³⁾

したがって、庄内地方（鶴岡県）において地租改正作業が本格的に開始されたのは、大衆的運動が一応終息したその運動の第二段階（明治7年8月～同7年12月）以後のことであった。

明治7年12月、三島通庸が酒田県令として赴任し、翌8年8月酒田県は鶴岡県と改称され、同年9月に県庁が酒田から鶴岡に移された。同じく8年8月4日に、三島県令は、地租改正に「今後追々着手可致」と各区長あて指令し、ついて9月15日に「実地丈量」の開始を命じている。（『鶴岡市史・中巻』p. 327, 参照）

こうした経過を経て、庄内地方における耕・宅地の地租改正は、明治9年10月に終了した。

しかし、山林原野については、同年9月8日付の通達「山林原野萱場之分、地価帳江者先以テ官民有地之称ヲ不認番号ト名称ノミ記載之置、追而官民有地区分取極候上書入候様各村へ相達候様、各小区へ至急御廻達有之候也」（同上 p. 354～355）とされ、官民有区分を伴う山林原野の地租改正は延期されている。この官民有区分も10年2月までには、ほぼ終了したとされている（同上 p. 355）、そしてこの山林原野の改租も10年4月に本格的に開始され、同年11月には完了した（同上 p. 363）とされている⁴⁾

ともあれ、庄内地方の地租改正作業は明治10年末には終了し、翌11年6月に全ての地券の交付・受取がな

され、地租改正鶴岡在勤所は同年6月10日に廃止されている。その結果、ワッパ騒動の中心となった平場農村の地租は「東北地方では希有の減租」⁵⁾（田原音和）とされたが、他方では河川敷等の草刈場を含む森林原野の86%は官有とされた。（『朝日村史・下巻』p. 47）

この官有とされた山林原野の民有地への移管は、明治20年代の「引戻し」運動を経て、同30年代の森林原野下戻および不要存置国有林野処分⁶⁾の課題とされた。

2. 農家の土地所有—斎藤家の事例—

明治10年に交付された地券によって斎藤家の所有となった土地は、耕地1町3反余（29筆）、山林3町9反余（6筆）、草生3反弱（1筆）、萱生2反余（1）および8畝6歩（1筆）の合計5町9反余であった。

宇佐美氏は、「庄内平地農村の入会地」において、18世紀半ば以降幕末にかけての草刈谷地の利用にふれ次のようにしている。「そこでは多分、一定の水と山利用を前提とした水田と人と馬と草を組合せた農法様式—それは明治期の乾田馬耕体系形成までの前史をなす—が形成されていたものと考えられよう」⁷⁾。また「これらの入会地は、幕藩期だけでなく、明治大正期から昭和初期に至るまで、水田の生産力維持にとって不可欠の存在であったし、農耕馬の秣、屋根葺萱の供給の場としても、農業経営、農家生活に重要な役割を果たしてきた」⁸⁾とも指摘している。またこうした平地入会が、明治12年に個人分割された五ヶ村谷地の事例について、「百姓秣一人分につき5畝14歩」⁹⁾であったと報告している。

こうした平地農村に対して本稿の対象とした北青沢村および上青沢村は、荒瀬川の最上地域であり、いわば山村部に属する地域である。それだけに耕地（「水田」でないことに注目）の3倍にも達する山林と合計5反歩に達する萱生・草生を地租改正の時点で私有地化しているのであろう。こうした所有形態およびその面積は、当時の山際の山村であった北青沢村の農家（自作農）の平均的な姿であった。したがって、そこにおける農業の生産様式も、また山林原野の利用も平地農村（平場）とは異なるものであったと推測される。こうした山村部における農業生産とその土地利用の実態の分析は、本稿の課題とはなしえないが、以下においては史料についての若干の分析と考察をすることとする。

(1) これらの地券の発行日は①耕地の北青沢分19筆および宅地が明治10年8月15日であり、②残りの上青沢村分の10筆が同10月15日、③そして山林6筆と萱

表一 耕地の地券(29枚)と反当りの地価

発行年月日・明治	大字	字	地番	地目	町. 反畝歩	地価(円)	地租A(円)	地租B(円)	円/反
10. 8. 15	北青沢	塚沢	24	耕地	0.0210	2.483	0.074	0.062	10.657
10. 8. 15	北青沢	塚沢	25	〃	0.1717	38.233	1.147	0.956	21.760
10. 8. 15	北青沢	塚沢	26	〃	0.2914	56.729	1.702	1.408	19.250
10. 8. 15	北青沢	塚沢	27	〃	0.0016	0.385	0.012	0.010	7.264
10. 8. 15	北青沢	塚沢	36	〃	0.1208	18.648	0.559	0.466	15.198
10. 8. 15	北青沢	塚沢	41	〃	0.2327	48.443	1.453	1.211	20.269
10. 8. 15	北青沢	塚沢	42	〃	0.0108	0.914	0.027	0.023	7.197
10. 8. 15	北青沢	塚沢	44	〃	0.0008	0.279	0.008	0.007	10.333
10. 8. 15	北青沢	塚沢	45	〃	0.0002	0.042	0.001	0.001	6.000
10. 8. 15	北青沢	塚沢	48	〃	0.0002	0.048	0.001	0.001	6.857
10. 8. 15	北青沢	塚沢	49	〃	0.0110	0.962	0.029	0.024	7.233
10. 8. 15	北青沢	塚沢	61	〃	0.0002	0.024	0.001	0.001	3.429
10. 8. 15	北青沢	塚沢	70	〃	0.0011	0.265	0.008	0.007	7.162
10. 8. 15	北青沢	塚沢	72	〃	0.0216	1.828	0.055	0.046	7.225
10. 8. 15	北青沢	塚沢	74	〃	0.0100	0.722	0.022	0.018	6.748
10. 8. 15	北青沢	塚沢	80	〃	0.0124	1.926	0.058	0.048	10.700
10. 8. 15	北青沢	塚沢	84	〃	0.0006	0.048	0.001	0.001	2.400
10. 8. 15	北青沢	早坂	26	〃	0.0018	0.120	0.004	0.003	2.000
10. 8. 15	北青沢	家ノ前	109	〃	0.0015	1.165	0.035	0.029	23.300
10. 10. 15	上青沢村	中台山	92	〃	0.0310	2.452	0.074	0.061	7.363
10. 10. 15	上青沢村	中台山	127	〃	0.0024	0.196	0.006	0.005	2.450
10. 10. 15	上青沢村	白玉川	60	〃	0.0206	2.558	0.077	0.064	11.627
10. 10. 15	上青沢村	白玉川	61	〃	0.1411	25.239	0.757	0.631	17.564
10. 10. 15	上青沢村	白玉川	65	〃	0.0710	5.394	0.162	0.135	7.359
10. 10. 15	上青沢村	南前田	10	〃	0.0100	0.736	0.022	0.018	7.360
10. 10. 15	上青沢村	南前田	37	〃	0.0303	2.280	0.068	0.057	7.355
10. 10. 15	上青沢村	南前田	52	〃	0.0006	0.423	0.012	0.010	21.150
10. 10. 15	上青沢村	大蒸野	83	〃	0.0428	3.629	0.109	0.091	7.361
10. 10. 15	上青沢村	東山	63	〃	0.0103	0.245	0.007	0.006	2.227
耕地合計					1.3417	216.416	6.491	5.400	16.150

注) 斎藤家(八幡町大字北青沢字塚沢73)所蔵資料より作成。

地租Aは $\frac{3}{100}$, 地租Bは $\frac{2.5}{100}$ (明治10年改訂)を示す。

表二 山林の地券(6枚)と反当りの地価

発行年月日・明治	大字	字	地番	地目	町. 反畝歩	地価(円)	地租A(円)	地租B(円)	円/反
10. 12. 10	北青沢村	早坂	6	山林	0.8717	2.720	0.082	0.068	0.311
10. 12. 10	北青沢村	塚沢	79	〃	0.0207	0.134	0.004	0.003	0.601
10. 12. 10	北青沢村	塚沢	90	〃	0.7612	5.711	0.171	0.143	0.748
10. 12. 10	上青沢村	中台山	50	〃	0.8316	5.596	0.168	0.140	0.670
10. 12. 10	上青沢村	中台山	60	〃	0.8223	5.223	0.157	0.131	0.631
10. 12. 10	上青沢村	中台山	126	〃	0.6525	3.899	0.117	0.097	0.592
山林合計					3.9811	23.283	0.699	0.582	0.585

注) 表一に同じ。

表三 宅地, 草生, 菅生の地券(各1枚)と反当りの地価

発行年月日・明治	大字	字	地番	地目	町. 反畝歩	地価(円)	地租A(円)	地租B(円)	円/反
10. 8. 15	北青沢村	塚沢	73	宅地	0.0806	12.806	0.384	0.320	15.617
10. 12. 10	上青沢村	白玉川	57	草生	0.2700	0.786	0.024	0.020	0.291
10. 12. 10	北青沢村	塚沢	81	菅生	0.2202	6.556	0.197	0.164	2.971

注) 表一に同じ。なお, 表一と表二を含む38筆の面積, 合計5町9反6歩。その地価合計259円84銭7厘で, これらに対する地租($\frac{2.5}{100}$)は, 6円48銭6厘であった。

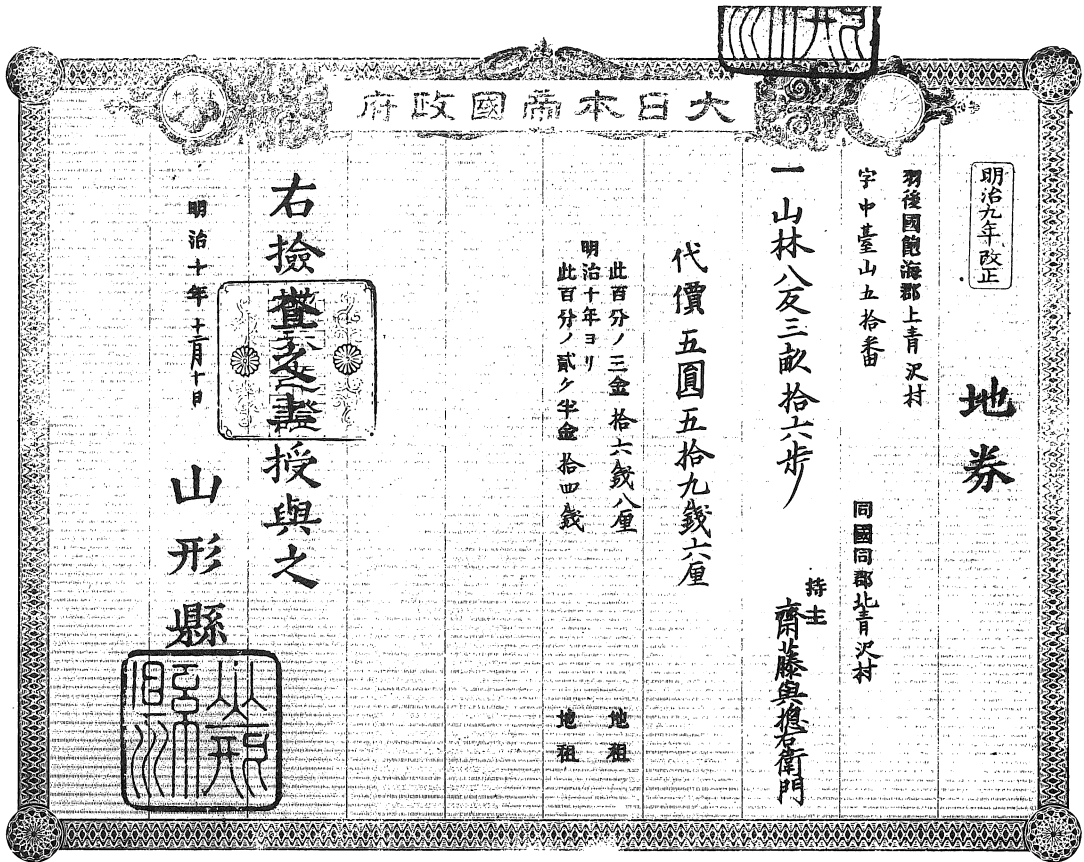
生・草生が同12月10日と3度に分けて交付されている。すでにみたような山林原野に関わる官民有区分と関連して、山林・萱生・草生の交付が12月となったのであろう。

(2) 地価については、耕地216円余、山林23円余、宅地12円余、萱生6円余、草生78銭余であり、その合計は約260円余となっている。これに対する地租(=地価×0.025)の合計は6円48銭6厘となっていた。

(3) 耕地の地価は、①反当り2~3.5円(5筆)②同6~7.4円(13筆)③10~11.6円(4筆)④15~20円(3筆)⑤20~23.3円(4筆)のほぼ5段階に区分され、その平均地価は16円余であった。山林は同じく3.1~7.4円であり、その上下の差は約2倍と水田に比べて較差は少ない。草生は29銭と山林を若干下廻るが、注目されるのは萱生の2.9円である。これは水田の最低値よりも高く、山林をはるかに上廻っている。萱そ

れ自体がすでに商品化されていたのであろう。また宅地は16円弱と、ほぼ水田の平均値に近い価格となっている。

(4) 耕地の零細性とその分散も、一つの特徴である。すなわち、約1町3反の耕地が29筆に分散しているが、うち1反歩以上のものは、わずかに4筆であり、最少地は2歩となっている。この耕地の名称は、「徒前田畑ノ称呼ヲ廃止総テ耕地ト可唱事」(「地券渡方規則」, 明治5年2月24日大蔵省通達25号第15条)にしたがったものであった。しかし、『朝日村史・下巻』(p. 46)に掲載された写真によれば、同じく明治10年10月15日付の地券の表記は「田」とされている。つまり、こうした表記は、当時の村々によって異なったものであったようである。とすれば、この地券の表記「耕地」は田・畑等多様な内容をもつものであると考えられる。これらも、今後の検討課題である。



(資料写真) 明治10年12月発行・山林の地券
 注) 齋藤家所蔵, 山林地券6葉のうちの1葉(原寸×0.5)

小 括

脚 注

佐藤誠郎氏によれば、地租改正時における鶴岡県の反当り平均地価は、田35円26銭、畑15円12銭、宅地28円2銭であり、同じく山林は62銭、草生は28銭、萱生3円68銭であったとされる¹⁰⁾

この斎藤家の事例では、耕地は2円～23円30銭と上下の較差が大きく、その平均は16円8銭となっている。これは鶴岡県の畑の平均価格に匹敵するものであり、この「耕地」の大部分は畑であり、一部に「山田」が含まれていたと推測される。しかし、現在のところ当時の「耕地」の利用状況を明らかにしえない。宅地の15円61銭は山際の山村部の地価を示すものであろう。

山林は、31銭～74銭でその平均58銭とほぼ平均に近い、萱生は2円90銭と平均を若干下廻るが、草生は29銭とほぼ平均値である。

以上のような地価の状況は、当時のこの農家の所有地の利用状況を反映するものである。この利用状況の実証的研究は今後の課題である。ただ、注目すべきは、萱生の地価が山林の約5倍に達していることである。その自家用としては、過大な面積（2反2畝2歩）の存在とともに、当時のこうした山村部における萱生産の位置と下流部の港町・酒田における萱材の需要の大きさとその小商品生産の状況を示すものであろう。

また、現在（1991年）の斎藤家の所有地は、水田3町歩・山林2町歩・畑3反歩・宅地8畝歩の計5町3反8畝歩である。斎藤家では昭和初期に、この明治期に私有化した耕地の一部を売払いしたとのことである。しかし、結果的には、その所有地は100年余を経てほぼ同じ面積となっている。このことは、地租改正時に私有化した（地券を取得した）土地のほかに、こうした山間部における共有地（入会林野）の存在と、その後のこれらの入会地の個人分割の結果をも示しているともいえよう。また水田の面積の増大は、この間の開田の進行を示すものである。

いずれにしても、本史料に示した塚沢集落の地区全体の土地利用の歴史の変遷の分析のなかで、この農家の土地所有とその利用の推移が位置付けられる必要がある。これらは、今後の課題とし、本稿においては、明治初期における庄内地方の山間部の、いわば近代的土地所有の「原点」ともいべき、農家の土地所有の事例を紹介するにとどめることとする。

1) こうした土地所有は、これまでの文献では農民的土地所有あるいは農民的林野所有とされてきた。しかし本稿では、①当時、こうした土地所有は「百姓ノ地」と呼ばれたこと、②地券の表記された「持主」が個人としての名前（藏治）ではなく、その世襲名あるいは屋号（與忽右衛門）となっていること、および③これらの地券が実質的には、農民の「家」としての1戸分の総土地所有を示していること、などから、今後の調査・分析課題とも関わって、表題をあえて「農家の土地所有」とした。

- なお、この場合の土地所有の歴史的位置は、それが所有主体としての個々の人格的自立を前提としていないという意味で、厳密には私的所有ではない。それは封建制より資本制への過渡期における分割地土地所有の一形態である。これらについては、尾崎芳治『経済学と歴史変革』（青木書店、1990年）『「個人的所有」の歴史』（p. 314～329）および松石勝彦『社会主義と個人的所有の再建』（『経済』No. 321, 1991年1月号）を参照されたい。
- 2) 山形県『山形県史・史料編19・近現代史料1』付録、1978年、参照
- 3) 佐藤誠郎『ワッパ騒動と自由民権』校倉書房、1981、p. 303
- 4) 宇佐美氏は、「庄内地方の山林原野における地租改正の実施過程は、いまだ不明なところが多い」として「今後の村方文書の発掘による積み重ねと、中央官庁およびその附属機関に保管されている資料の整理に待たねばならない状況にある」と指摘している（宇佐美繁「庄内平地農村の入会地（中）」『季刊・農業総合研究』31巻1号、1970年1月、p. 150. 参照）
- 5) 田原音和「庄内における諸イデオロギーの展開と農民」（菅野・田原・細谷『東北農民の思想と行動』所収、御茶水書房、1984年）p. 803
- 6) 有永明人「林野所有と林野制度」『林業経済研究』No. 119, 1991, 参照
- 7) 宇佐美繁、注4の（中）p. 163
- 8) 同上（上）の p. 131, （同上30巻4号）
- 9) 同上（下）の p. 179, （同上31巻2号）
- 10) 温海町町史編さん委員会『温海町史・中巻』1987、p. 123・表1-13および p. 138・表1-18参照、著者は佐藤誠郎